

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A会社（以下「会社」という。）の代表取締役であり、平成〇年〇月〇日から中小事業主等として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入し、建築等の業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、B工事において、脚立に登ったところ、左膝に激痛が走った（以下「本件災害」という。）という。

被災者は、翌〇日、C整形外科に受診し「左膝内側側副靭帯損傷、左膝内側半月板損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

被災者は、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害は、特別加入者としての業務遂行性が認められないことから、特別加入者の業務災害に該当しないと判断して、これらを支給しない旨の処分をした。

被災者は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求の決定前に死亡したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第17条の規定により、同人の妻である請求人が、承継人として審査請求の受付を受け継いだとこ

ろ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、本件災害に特別加入者としての業務遂行性が認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労災保険法第34条の規定に基づく第1種特別加入者として労働局長から承認を受けていたことが認められる。
- (2) 特別加入者に係る業務災害の認定は、労災保険法第37条及び労働者災害補償保険法施行規則第46条の26において、厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行う旨規定され、これに基づいて、「特別加入者に係る業務上外の認定の取扱い」(昭和40年12月6日付け基発第1591号及びその改正通達。以下「認定基準」という。)が定められており、当審査会もこれを妥当なものと判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 認定基準においては、中小事業主等について業務遂行性が認められるのは、特別加入申請書別紙の業務内容欄に記載された所定労働時間内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びそれに直接付帯する行為を行う場合とされ、所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働を行っていた時間の範囲において業務遂行性を認めるものとされている。
- (4) 本件災害の発生状況をみると、被災者は、災害発生当日、会社の労働者が業務を終えて帰宅した後に、一人で工事現場に出向き、午後〇時〇分から作業を

開始し、午後〇時〇分頃に、本件災害により本件負傷したことが認められる。また、被災者に係る特別加入申請書別紙には、「業務の具体的内容 就労 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇 大工」と記載されている。

したがって、決定書理由に説示するとおり、本件災害が発生した時刻は、特別加入申請書別紙の業務の内容欄に記載された所定労働時間内ではなく、また、当該事業場の労働者が時間外労働を行っていた時間の範囲にも該当しないことから、本件災害発生時の被災者の業務について、業務遂行性を認めることができず、当審査会も、本件災害を特別加入者の業務災害として認めることはできないものと判断する。

- (5) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、建設業の中小事業の実態からみて、中小事業主が所定労働時間外に労働者を伴わないで通常業務を行うことは往々にして存在するのだから、本件のように所定労働時間外の災害ではあるものの、「労働者の業務遂行中の災害」であることが明らかな場合までも労災保険で一律に補償されないのは、特別加入制度の趣旨及び中小事業の実態等からみて著しく妥当性を欠く旨主張している。

この点、労災保険は、労働者の災害に対する保護を本来の目的とする制度であり、特別加入制度の趣旨は、その業務の実情、災害の発生状況等に照らし実質的に労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し労災保険を適用しようとするものであることから、上記（2）及び（3）のとおり、認定基準により、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲は、あくまでも労働者の業務に準じた業務の範囲とされ、特別加入者の全ての業務に対して保護を与えるものではないものと認められる。したがって、請求代理人の上記主張を採用することはできない。

- (6) また、請求人らは、建設業のような重層下請け構造において、実際の指揮命令権は、元請業者にあることから、被災者には労働者性が認められる旨主張している。

この点、建設現場で一定の指示があることのみをもって、指揮命令下の労働に当たると判断することは妥当とは認められず、そもそも、被災者は、会社の事業主として事業を営み、第1種特別加入者として本件請求に及んでいるものであるから、請求人らの上記主張を採用することはできない。

(7) なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が被災者に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。